

町 長	副町長	課 長	主 幹	担 当	合 議

別記様式第4号

会 議 等 結 果 報 告 書					
会議区分	会 議 ・ 打合せ ・ 協 議	文書番号	5 0 2		
		決裁期日	平成28年 7月 1日		
名 称	課長会議（6月定例）会議録				
日 時	平成28年7月1日 午前8時45分～午前10時05分				
場 所	上富良野町役場3階第3会議室				
出席者	町長、副町長 （教育長欠席） 課長職12人 事務局 1人 合計15人				

内 容

◎ 町長あいさつ

- ・これから暑い季節となるが、体調管理には十分注意していただきながら、H28・H29の課題に向き合い、業務を進めていただきたい。

【進行：副町長】

1 9月定例町議会の議案取りまとめについて【総務課】

総務課長：・別添資料により説明。

- ・一般質問の議会事務局への提出期限が早まったことにより、課長会議も早めているが、事前に一般質問に目を通していただき、会議に臨みたい。
- ・質問の趣旨については、議会事務局で調整されていないものもあり、その調整もお願いする。
- ・7/11に臨時議会を予定しており、緊急の案件や補正予算がある場合は、早急に総務課へ連絡をいただきたい。また、8月上旬にも臨時議会を予定している。

議会事務局長：・7/20に総務産建常任委員会、7/11に全員協議会を予定している。

- ・一般質問の趣旨については、変わっていくことが多く、事務局ではどうにもならない。担当課長で調整していただきたい。

2 議会に提出する条例の制定等の取扱いについて【総務課】

総務課長：・別添資料により説明。

- ・9月議会から適用され、各委員会へ付託となるのは、①原則新たに制定する条例、②町民等に義務を課し、又は権利を制限することで、町民生活に直接影響を及ぼす条例の改廃である。

町民生活課長：・今回、債権管理条例は閉会中の継続調査となっており、条例の付託が9月議会から適用するのであれば、これはどうなるのか。

議会事務局長：・債権管理条例は6月議会で閉会中の継続調査としており、9月に議会報告する。このことから、9月議会で債権管理条例が上程されても、新しいルールの適用はせずに、9月に議決することとする。

副町長：・債権管理条例は特殊なケースである。本来は、新条例は9月議会に上程すれば、委員会付託となり、12月議決である。

産業振興課長：・課設置条例についても、6月に農業施策等窓口のワンストップ化ということで閉会中の継続調査となっているため、今回のルールは適用せず、12月上程だと12月議決となるのか。

議会事務局長：・そのとおりである。これも特殊なケースである。

- ・今後は、条例が付託されることにより、議員の町民への説明責任を果たすことにもつながる。

### **3 債権管理条例の制定について【町民生活課】**

町民生活課長：・別添資料により説明。

- ・9月議会で上程し、来年4月から施行予定である。
- ・7/19・20に池田町役場から講師を招き、債権管理職員研修を実施するので、担当者だけでなく、全職員を対象に参加をお願いする。

## **4 その他**

### **《総務課関係》**

#### **(1) 第24回参議院議員通常選挙について（地方公務員の服務規律の確保について）**

総務課長：・別添資料により説明。

- ・職員においては政治的行為が制限され、地位利用による選挙運動等が禁止されていることから、住民の疑惑を招くような行為等がないよう、服務規律の確保について注意喚起をお願いする。
- ・投票事務従事者会議は7/5(火)13時から、投票管理者等事務従事者会議は7/8(金)15時から開催する。

#### **(2) ストレスチェック実施規程の制定について**

総務課長：・別添資料により説明。

- ・管内19町村の連名で、業者と委託契約を締結し、ストレスチェックを実施する。
- ・当町においては、7月実施予定である。
- ・ストレスチェック票を配布の際、個人あての周知文書を添付する。

### **《産業振興課関係》**

#### **(3) 四季彩まつりに伴う花火大会の寄付のお願いについて**

産業振興課長：・別添資料により説明。

- ・昨年も寄附をいただいているが、今年もよろしく願います。
- ・当日の行灯警備や行灯引きもよろしく願います。

## 《全 体》

### (1) 権限移譲事務要望の報告について【総務課】

総務課長：・権限移譲事務要望は、中間報告が 7/6(水)までとなっているので、期日までに提出をお願いします。

### (2) 指定管理者制度の管理期間終了に伴う事務作業について【総務課】

総務課長：・5 施設においては、今年度末で、指定管理者制度の管理期間が終了する。  
・8 月中旬から、事務作業を進めていく予定である。  
・所管課において、評価作業に向けた事前準備を進められるようお願いする。

副 町 長：・利用料の見直し検討が必要である。

### (3) 公用車の運転について

総務課長：・公用車による事故が増えている。注意するよう周知をお願いします。

## ◎ 来月の行事予定について

### ◆地球温暖化対策実行計画（事務事業編）推進会議

#### (1) エネルギー使用状況について

#### (2) チェックリストについて

総務課長：・別添資料により説明。

- ・電気料の使用料は減少しているが、電力排出係数が高くなっていることから、二酸化炭素排出量も減少しない。ただ、平成 30 年度目標値の電力排出係数を H27 の電力排出係数に置き換えると、目標値に達していると言える。
- ・各事業所においては、節電の工夫をされている。

## ◎閉 会

[会議終了：10時05分]